

令和8年臨時第1回市議会会議録(第1日)

令和8年1月19日午前9時30分臨時第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	14番	中 島 一 博
6番	奥 菌 由美子	15番	宮 本 五 市
7番	吉 原 政 宏	16番	牛 嶋 利 三
8番	古 賀 義 教		

2. 不応招議員は次のとおりである。

13番 中 尾 眞智子

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井 千代	係長	高野 志乃扶
参与	田中 裕樹	書記	池田 祐司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋 盛人	財政課長	大坪 康春
副市長	森田 泰平	企画振興課長	渡邊 満昭
教育長	藤岡 育代	総合政策課長	村越 公貞
総務部長	梶嶋 晋治	介護支援課長兼 地域包括支援 センター長	山下 優子
企画部長	坂本 生治	学校教育課長	松尾 郁代
保健福祉部長兼 福祉事務所長	田中 聡美	子ども子育て課長	甲斐田 美紀
市民部長兼 市民課長	松藤 典子	農林水産課長	猿本 邦博
環境経済部長	岡 俊幸	商工観光課長	垣田 智章
建設都市部長	城戸 邦宏	上下水道課長	松尾 友博
教育部長	堤 則勝	子ども子育て課長 補佐兼子ども 子育て係長	大石 由美子
消防長	北嶋 俊治	企画振興課 企画・地方 創生係長	福山 武
総務課長	平川 貞雄	商工観光課 商工観光係 観光担当係長	末吉 宏章

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 承認第1号 専決処分の承認について（専決第9号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第6号））

- (4) 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- (5) 議案第2号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第7号）

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいまから、令和8年臨時第1回市議会を開会いたします。

なお、13番中尾眞智子君におかれましては、本日欠席届が提出をされておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきのほどよろしく願いをしておきます。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。吉原議会運営委員会委員長お願いいたします。

○議会運営委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。

令和8年第1回臨時会の運営につきまして、1月13日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容を御報告いたします。

第1に、本会議に付議された案件は、承認第1号 専決処分の承認について（専決第9号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第6号））から議案第2号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第7号）までの3件であります。

第2に、本会議の開催は、本日1月19日の1日間といたします。

第3に、本日の日程につきましては、お手元に資料を配付いたしておりますので、御参照お願いいたします。

第4に、審議方法、採決方法について申し上げます。

3議案いずれも審議方法は即決とし、採決は、承認第1号については簡易表決とし、議案第1号及び第2号については起立採決といたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、4番河野一仁君、5番森弘子君、両名を指名いたします。

日程第3 承認第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 承認第1号 専決処分の承認について（専決第9号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、おはようございます。

一昨日の柳川市におけます暴力団追放決起大会、議員の皆様には御参加いただきまして、本当にありがとうございました。深く感謝申し上げます。

では、承認第1号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の強い経済を実現する総合経済対策を踏まえ、物価高対応子育て応援手当を支給するための経費について、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月22日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第9号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算にそれぞれ94,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24,682,029千円といたしております。

まず、議案書9ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、年度内に支給が完了しないため、限度額を定めて翌年度に繰

り越すものでございます。

続いて、歳入予算について御説明をいたします。議案書12ページでございます。

15款2項2目の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金92,000千円及び事務費補助金2,660千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。議案書13ページでございます。

3款2項2目、物価高対応子育て応援手当支給事業費は、物価高の影響を受けている子育て世帯に対し、子育て応援手当を支給するもので、12節の電算システム改修委託料1,736千円などの事務費のほか、18節において、18歳以下の子供1人当たり20千円を支給する物価高対応子育て応援手当92,000千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、質疑を行ってまいります。質疑は会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。どなたか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について（専決第9号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第6号））は承認することと決定をいたしました。

日程第4 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、自動車事故に関して和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものです。

事故の概要でございますが、令和6年1月15日午前11時17分頃、コミュニティバス4号車が道の駅みやま構内を走行中に、前方を走行する車両が急左折したため、運転手が衝突を回避しようと急停車しました。その際、相手方が前かがみの姿勢で座っていたことから、頭を前の座席にぶつけ、腰椎の圧迫骨折と診断されました。症状固定後、後遺障害11級7号に認定されたことから、相手方から賠償を求められたものです。

和解の内容でございますが、本市は相手方に対して、本件交通事故による相手方の人身傷害に関する一切の損害賠償として金9,593,413円を賠償し、本和解事項に定めるもののほか、両者の間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、損害賠償額は、損害保険ジャパン株式会社の保険で全額補填されます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより本件についての質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行ってまいります。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第2号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第2号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高の影響を受けている市民を支援するための補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書24ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算にそれぞれ362,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25,044,809千円といたしております。

まず、議案書27ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正ですが、年度内に事業が完了しないため、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入予算につきまして御説明を申し上げます。議案書30ページでございます。

15款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金362,780千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算の主なものについて御説明いたします。議案書31ページでございます。

2款1項15目、くらし応援チケット配布事業費は、食料品等の物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、全市民に対し、デジタルまたはカード型の地域通貨ポイント、みやま・コインを給付するもので、12節のくらし応援チケット決済業務等委託料17,521千円などの事務費のほか、18節において、市民1人当たり10千円を給付するくらし応援チケット交付金338,000千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容については資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番奥園由美子君。

○6番（奥園由美子君）

こちらの交付、市民全員に1人当たり10千円ということですが、デジタル型とカード型とありますが、実際に市民の皆様のお手元に届くまでの具体的な詳細な手順とございますか、どのような形で市民の手元に10千円来るのか、もう少し詳細な御説明をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊満昭君）

私のほうから、市民の皆様にご届くかということについて御説明をさせていただきます。

お手元に届く時期としましては2月中旬頃の発送開始を予定しております。郵便局から全ての御家庭の皆様へ配達完了するまでに約2週間程度、なので、2月中には市民の皆様にお届けできるような形で進めたいと考えております。

また、具体的な方法につきましては、郵便局で取り扱っておりますゆうパケットという方法でございまして、郵便ポストのほうに投函する形で、その後自宅に届いた日時が証明できるような届けのいわゆる追跡ができるサービスのついている形で配付をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥藪由美子君。

○6番（奥藪由美子君）

今、発送方法は御説明いただいたんですが、実際その中身がどうなっていて、どう市民の皆様は手続して、多分アプリを入れていない方も結構いらっしゃるんですが、カード型とアプリとどのようにしたらいいのか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊満昭君）

一応案でございますが、議長ちょっと資料のほうを見せてよろしいでしょうか。（資料を示す）

市民の皆様宛名がありまして、その方の御家族が、例えば、5人なら5人の家族の一覧が来ます。具体的にこういった形で、上のほうが、この空欄のところQRコードといたしまして、スマートフォンで読んでいただくようなQRコードの読み取り部分、この下のほうが今、いわゆるチケットと言われるカード型、期限を過ぎるとこのカード形で切り取っていただいて、それを店舗に持って行っていただく、もしくはもうQRコードを読み込まれた方は、それを店舗に持って行っていただいて使っていただくという形で、デジタルとカードで続けて使えないような形できちんと管理できるような形で進めたいと思っております。

これが皆さんのお手元に届いて自分のスマートフォンで読み取っていただく、御家族のをまとめてもいいですし、1人それぞれでも読み取っていただいてもいいという形で届くような形、一定期間を過ぎますとこのQRコードが無効になりまして、カードでしか使えなくな

るということで、二重で使うような形がないような形で対応したいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番奥菌由美子君。

○6番（奥菌由美子君）

じゃ、最後ですけど、先ほど御家族の一覧と一緒にということですけど、さっき2つになってQRコードを読み取る部分、それは1枚10千円を1家族で読む、だから、家族の人数分の枚数が入っているということでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊満昭君）

そういった形で、1人1枚という形になる予定になっております。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今のお答えで、2月中には大体支給されるということですが、これは3月31日までになつとつですよ。その間、支給された後に生まれた方がいらっしゃる。それは考えてよかですよ。それで、そういう方に対してはどのような周知をされておるのか。それと、どのようにして、そういう方には支給されるのか、随時支給をされていくのか、3月31日を待って一斉にされるのか、それが一つですね。

それと、お米券が話題になって、その当時、お米券とかを反対されたところが非常に多いんですが、そのときの理由として、事務経費が非常に高いと。こういうのが一つ理由だったですね。

今回、17,000千円の手事務経費等、その件についてはどういうふうなお考えか。参考のためにちょっと聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊満昭君）

1月2日から3月31日までの出生の方につきましては、見込みとして大体月10名、20名程度になるので、一定期間過ぎましたら随時対応してお送りしていきたいと考えております。

3月31日までの方も4月中には必ず送りたいというふうに思っております。それが一つ。

あと、今回、QRコードを読み取る部分については、こっちの事務手数料のほうで、委託料の中で含めております1.5%の分については、この事務費の中で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（発言する者あり）渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊満昭君）

人件費とか手数料に関しては事務費の中で負担しますので、利用される方は額面どおりの金額で御利用いただけるという形になっております。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私が聞いておるのは、お米券のときに事務手数料、事務経費が非常に高いというのが反対の理由の1つやったですよ。今回、17,000千円事務経費が出とるでしょうが。そのお米券が反対された——参考のために聞きよっですよ。事務経費が高いということと今度の17,000千円はどういうふうな比較ができますかということで、今回は安いと理解されておるのかどうでしょうかということをお聞きしとる。

○議長（牛嶋利三君）

渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊満昭君）

その分につきましては、事務手数料としてはかなり抑えられておりますし、各御家庭に配付します郵送料のほうも大変安くなっておりますので、郵送代も、通常であると半分以下の金額で送られるという形になっております。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

そしたら、お米券を反対された事務経費が高いという理由と、今回の17,000千円の手数料、これはこちらのほうも安いという判断をされておるということで理解していいですかね。そういうことですね。分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。

そしたら、10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

何点かちょっとお聞きしたいところがあるんですけども、まず、先ほど専決処分した分と今回のこの分は、同じような物価高騰ということでありますけれども、専決処分は子ども・子育て支援という形で上がっております。今回については、全市民の方に10千円ということで、ちょっと見た感じ、現金支給の場合は期限がないんですね。この分については、デジタル型、カード型、これは使用期限が今年の8月31日までということでありますけれども、何でこんな差をつけるような支給をされるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

子育て支援のほうは現金支給ですので、これは使用期限はないんですよ。いつでも使えるんですよ。先ほど来、お米券等を含めて言えば、お米券についても使用期限は多分なかったはずなんです。今回については、こういった分で使用期限があるというのを選定された理由は何かあるんですかね。そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

おはようございます。

まず、子供1人当たり20千円というのは、こちらは実は国のほうで、もう全て要項が決まっております、こちらは現金を支給するという要項になってございます。商品券とかいうことはできなくて、もう国の決まったとおりに20千円の現金を給付するというのが子供1人当たり20千円のほうでございます。

そして、現在議論いただいているこの議案第2号の、こちらの10千円については各市町村ばらばらでございます。御存じのとおり、全国的にはお米券を配っている自治体もございまして、少ないですけど現金を給付している自治体もあるというふうにお伺いしております。

本市の場合、地域商品券という形でデジタルでお届けしたいという思いで、今回、予算を組ませていただいております。

理由としてはいろいろございます。現金の場合はなかなか地域の活性化にはつながらないといったところもございますし、商品券であれば地域内でみやま市内で消費がされるということもございまして、今回、10千円の地域商品券という形で予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

頂くほうとすれば、そういった期限じゃなくて、常に使えるようなことがいいんじゃないかなと。

今、財政課長が言われたように、地域活性化と言え、そういったみやまん・コイン等を含めて、それが有効活用できるんじゃないかなというふうに思いますが、しかし、消費者のほうから言えば、それ以外でも、ぜひとも使うようなことがいいんじゃないかなというふうな思いもあるというふうに思いますので、そこら辺の理由についてはきっちりと市民の方に納得していただけるようなことを啓発、啓蒙していただきながら給付をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それと、あと先ほど事務費の関係で言われましたけれども、現金給付の場合は、先ほどは2,660千円ということで上がっておりますけれども、今回、ここに事務費で通信運搬費、くらし応援チケット委託料、ここで24,780千円が計上されております。先ほど来の話でいけば、17,520千円ということでもありますけれども、やっぱりそういったこの金額はデジタル等を含めてやるということで、このくらいの事務費、手数料が要ることなんですかね。ちょっとそこが余りにも経費が高いんじゃないかなというふうに、それと、これは多分国のほうもいろんな分で言われていたというふうに思いますけれども、そういったシステム等を含めて、同じようなことでそれを使い回すといいますか、利用できないかと。こういった一つ一つの事業を、常にこういったシステムの改善等を含めて上がってくるんですね。これが年間を通してかなり金額的に圧迫しているような状況でもありますので、そういった分の改善等を含めて、できるか、できないかも含めてお願いしたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

御質問のほうにお答えいたします。

まず、特に電算改修委託料、先ほどの子育て20千円のほうも実はシステム改修費があります。そういった形で、システムの改修費というのはどうしてもかかります。そこをできるだけ抑えるように努力はいたしておりますけど、一定かかるかなというふうにはこちらはおっしゃるところでございます。

ちなみに、今回の10千円配る分は、電算システムは使わずに、現状のシステムを切り出した形で、特に費用をかけずにやろうということで、今回は予算計上はいたしていないところでございます。今後も事務費をいかに抑えられるかという観点はしっかり持って予算計上していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

この予算書の説明の中で31ページですが、歳出の内訳を見ますと、この事業は国の交付金で100%、10割の交付金ということになっておりますが、一般的に国、県内も一緒ですが、補助金、国庫交付金、国庫負担金というやり方で来ておりますが、近年の国民に対する経済支援はほとんどが交付金ということで来ております。

この内訳を見ましても、先ほどありますこういった事業体制、市町村の負担がかなり大きいということで、積極的にはなかなか取り組まないという市町村が多いと思っておりますが、先ほどもありました経費、委託料とかいう部分がございますが、私が今回質問したいのが、今言います国庫補助金、国庫負担金については、一定の市町村に対する事務経費の補助があるわけですね。しかし、今回このような事業については交付金でありまして、委託料については10割の補助ということではありますが、今、市町村は通常業務をやっておる中で、こういった事業が交付金で度々来ています。その分は委託料ではありますが、市町村の職員の事務費についてはございません。今まで議会で度々あっておりますが、この処理をするために、職員さ

人は通常業務以外ですから、超過勤務がかなり増えているということで、今までいろいろ質問されてありますが、今回、この部分でどれくらいの事務負担、内容的な事務負担についてはどのように、本来ならここに超勤、勤務手当とか、本来は事務費として計上すべきであります、決算ではこれが出てくると思います。これについてはどういうふうな見込みがあるのか説明をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

前原議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、先ほど専決承認をいただいた分は補助金、事務費補助金ということで、事務費もしっかり補助のほうに入っております。今回、交付金ということで、この国の地方創生交付金については、実は職員の時間外については交付金の対象外ということでしっかり明記をされております。私たちの時間外については交付金の対象外ですということになってございます。実際、事務はかかりますので、もちろん、時間外勤務がかかりますけれども、その分はこの交付金としては使えないというふうにもう決まっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

先ほど私が言いましたように、補助金の場合は今、課長がおっしゃったように事務費として充当するという事と同じように、この歳出のほうの歳出内訳を見ますと、当然ここに先ほどおっしゃった分は計上すべきじゃないかと。補助金だからしておりますと。じゃなくて一般、これは全て事務ですね。事務の中で事務費がかかるという分は交付金対象外、これは10割全て交付金対象ということの歳出の内訳ですね。じゃなくて、この予算については、補助対象外でも必要経費は計上すべきですよ。ですから、先ほど言ったように、その見込みはどうなるんですかということで今質問しているんですけど、それが決算で超勤が増えたという議会からの質問に対して、そこら辺をよくここで計上しておけばいいんですが、後で決算で説明というのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思って今質問しておるんですが、どうですかね。これに関する見込みとしてどれくらいかかるのか、今言っておかん

と、あと決算で言われますよ。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

前原議員のおっしゃったのは、時間外の分をここに計上すべきではないかということでございます。交付金の対象外でも計上すべきではないかという御質問だと思います。おっしゃる点、ごもっともかと思います。

実は時間外手当については、この2款1項15目ではなくて、2款1項1目のほうで、御承知のとおり時間外手当を、主に企画部全体で時間外手当を予算計上していると。そちらのほうで必要な分は対応していくという形になりますので、決算のときにおっしゃるとおり、この分の時間外が増えることは予想されるかなというふうに考えております。ちょっと今後検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

先ほど言いますように、こういった国民、市民の経済支援ということは積極的に取り組んでいただくのはありがたいことと思います。

一方では、こういった職員さんの負担が出てくる。それに対する分の対応も十分酌んでいただかなければ、委託ですからと。じゃなくて委託ばかりじゃないという部分は明確に説明をさせていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑がないようですから、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第2号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決をされました。

それでは、ここでお諮りをいたします。

本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして、議長に委任をいただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年臨時第1回市議会を閉会いたします。

午前10時13分 閉会

上記会議の次第は、久保井千代の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 河野 一仁

みやま市議会議員 森 弘子